

令和9～12年度
石川労働局の業務用自動車賃貸借業務一式

(仕様書1) 小型乗用車3台

令和8年8月
石川労働局

1 件名

令和9～12年度 石川労働局の業務用自動車賃貸借業務一式（仕様書1）小型乗用車3台

2 業務概要

石川労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所等を含む。以下同じ。）（以下「労働局」という。）において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。

3 賃貸借期間

賃貸借期間は、令和9年4月1日から令和13年3月31日までの48か月とする。

4 契約方法

一般競争入札（総合評価落札方式）

（別添「自動車の性能に関する審査要領」に基づき得点を算出する）

5 調達内容

（1）自動車の仕様

別紙1に掲げる基準を満たす新車であること。

（2）賃貸借台数

3台

小型乗用車（ハイブリッド 2WD）

※スタッドレスタイヤ付き

（3）納車場所

別紙2のとおり。

（4）自動車保険の加入

（2）については、ア～ウを満たす保険に加入すること。

ア 保険の種類

自動車保険（フリート契約）

決定料率：優良割引68%

適用期間：令和8年5月1日～令和9年4月30日

※対象者コードは契約業者決定後、契約業者に伝える。

イ 補償内容

（ア）対人賠償保険（1名につき） 無制限（免責なし）

（イ）対物賠償保険（1件につき） 無制限（免責なし）

（ウ）車両保険（一般型） リース車両を補償できる額（免責10万円）

ウ 特約その他

（ア）対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されてい

ること。

- (イ) 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
 - (ウ) 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
 - (エ) 年齢制限なし、搭乗者保険なしとすること。
 - (オ) 無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする。
 - (カ) 仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。
 - (キ) 保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並びに事故受付対応を行うこと。
 - (ク) 加害事故のほか、自損及び被害事故についても受託者と協議し決定した様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること。
- (5) 所属における自動車の状況
各所属における自動車の年間走行距離見込は別紙2のとおりである。

6 業務内容

(1) 納車計画等

契約締結後、速やかに「事業所・整備工場等一覧表」（別紙3）を作成し、労働局等に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること。

なお、事業所は、労働局との連絡調整を行う担当者の所属する支社等を想定しているが、労働局との連絡調整を行うことができるのであれば、支社ではなく本社や、整備工場が労働局との連絡調整も担うことも必要な体制が構築されていると判断する。

(2) 納車の対応

賃貸借契約の開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、賃貸借契約の開始日から15日以内に、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。

なお、賃貸借期間の開始日から納車日までは賃貸借車両と同等程度の代車（新車、中古車を問わない）で対応すること。

また、納車時に引渡書（受託者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

(3) 継続検査及び定期点検時の対応

賃貸借する車両に継続検査、法定12か月点検及び6か月安全点検等の実施が必要な場合は各所属の担当者に連絡を行うとともに、当該点検時等に必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施することとする。なお、これらの費用は受託者の負担とする。

ア 一般消耗品部品交換（ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む）

イ エンジンオイル交換（年2回、6か月安全点検ごと）

- ウ オイルエレメント交換（年１回）
- エ エアフィルター交換（年１回）
- オ バッテリー交換・補充（必要回数）
- カ タイヤ交換（シーズン交換、必要本数）

また、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、労働局職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

（４）車両故障・不具合発生時の対応

労働局職員から、同職員等の責任によらない車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

（５）タイヤ交換に係る対応

労働局職員からタイヤの交換（シーズンごとのタイヤの履き替え）依頼があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において対応を行うとともに、バッテリーのチェックや関連部分の点検も併せて実施すること。

（６）点検修理時の代車に係る対応

上記（３）から（５）までの対応を完了するために当日中での当該車両の受け渡しが困難な場合には、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。

（７）事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

ア 事故の受付及び対応

（ア）事故発生時において、事故処理専門要員による事故受付を行い、事故対応の指示等を行うこと

（イ）事故の内容によっては必要に応じて現場確認を行うこと

イ 事故処理及び報告

事故処理状況については、労働局へ随時報告を行い、労働局が求めた場合は、事故内容及び進捗状況について迅速に回答できるようにすること。

ウ 示談書等の作成

事故の相手方との示談については、あらかじめ労働局総務部総務課と調整の上、交渉を進めるものとし、示談書・免責証書を作成する場合においては、その内容を報告し了解を得ること。

また、示談書の様式は必ず当事者の双方が記名押印できるものとする。

エ 損害資料及び示談書の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること。

（ア）損害調査報告書（損害査定額その他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む）

（イ）関係書類（車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、

- 委任状、車両保有の申立書等)
- (ウ) 過失割合に関する意見書（根拠となる判例等の提示を含む）
- (エ) 損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書（根拠となる判例等の提示を含む）
- (オ) 加害事故に係る相手との交渉経過

オ その他

- (ア) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。
 - (イ) 本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款（※）によるものとする。
 - ※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款名称は問わない。
- (8) その他
- 車両の運用等を行うに当たっては、労働局の業務等に支障が生じないように、労働局職員と十分に調整すること。

7 業務実施体制

(1) 実施体制

本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。

(2) 管理体制

本業務の「作業計画書」（別紙4）を作成し、労働局に提出すること。提出後、作業計画に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「作業計画書」を提出すること。

8 その他

- (1) 自動車の維持に係る費用（別紙5）については、受託者の負担とすること。
- (2) 納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。
- (3) 業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと。
- (4) 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと。

9 検査

- (1) 仕様書に則って、納入成果物（作業報告書（別紙4））を提出すること。その際、労働局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観

的に証明する資料（引渡書、検査証明、事故報告書等）を、納入成果物と併せて提出すること。

- (2) 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受託者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物をすべて納品すること。

1 0 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

石川労働局 総務部総務課会計第二係 電話番号 0 7 6 - 2 6 5 - 4 4 2 0

1 1 競争参加資格（応募要件）

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 0 7 ・ 0 8 ・ 0 9 年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札提出期限の直近 2 年間（オ及びカについては 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が著しく悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
- (9) 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (1 0) 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な

長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の3に基づく企業名の公表をされていないこと。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

1.2 再委託に関する事項

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を労働局に申請し、承認を受けること。
- (4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと

1.3 その他

細部について協議すべき事項が生じた場合は、その都度労働局と協議するものとする。

1.4 担当者連絡先

〒920-0024 石川県金沢市西念3-4-1
石川労働局 総務部 総務課 会計第二係 三浦
電話番号076-265-4420

自動車の性能に関する審査要領

(仕様書 1) 小型乗用車 3 台

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。
- ② 「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100 点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）」第 6 条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 8 年 2 月）」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は 29 点 を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、燃費目標値（燃費基準値の 2 倍とする。）と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{提案車の燃費基準値}^{\ast}}{\text{燃費目標値} - \text{提案車の燃費基準値}^{\ast}}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = 29 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{提案車の燃費基準値}^{\ast}}{\text{提案車の燃費基準値}^{\ast}}$$

※燃費基準値は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 8 年 2 月）」の「ガソリン乗用車」の基準における燃費基準値を当てはめること。

- ③ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格を 1 万円で除して得た値とする。

3. 自動車の燃費値の算定方法

W L T C モードによることとする。

参考

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和８年２月）」に規定するガソリン乗用車の燃費基準値（抜粋）

区 分	燃費基準値
	ガソリン
車両重量が 741kg未満	24.6km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	24.5km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	12.7km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	11.9km/L以上
車両重量が2,271kg以上	10.6km/L以上

備考）「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における車両の重量をいう。

令和9～12年度 石川労働局の業務用自動車賃貸借業務 仕様書 1

類型		小型乗用車（ハイブリッド車）
年 式		新車
駆 動 方 式		2WD
スタッドレスタイヤ装着の有無		無（納車時は夏用タイヤを装着すること）
台 数		3台
総 排 気 量		概ね1,200cc～1,500cc
車 両 重 量		960kg以上～1,900kg以下
全 長		4,700mm以内
全 幅		1,700mm以内
全 高		2,000mm以内
荷 室		分割可倒式または一体可倒式リアシート
乗 車 定 員		5名
トランスミッション		4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)又は電気式無段変速機
燃 費 対 策		ハイブリッド自動車 であること
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車
	燃費性能	2020年度燃費基準達成車、2030年度燃費基準値80%達成レベル以上
装 備	エアバックシステム	運転席及び助手席
	アンチロックブレーキ	装備
	ETC車載器	搭載不要
	空調	オート又はマニュアルエアコン、エアコンの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型以上、セットアップ作業の実施を含む ※ディスプレイオーディオの場合は別途ナビ機能を必要とする ※リース期間中の地図データ更新は必要としないが、納車時には最新の地図データを搭載すること ※テレビ受信機能は搭載しないこと
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可
	ドライブレコーダー（前後）	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体のカード32GB以上を1枚装備すること
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること
	パワーウィンドウ	最低でも運転席側に装備していること
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可
	フロアマット	前席、後席分
	付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具
冬 期	スタッドレスタイヤ装着	夏用タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意すること
安 全 装 備		衝突被害軽減ブレーキを搭載した安全運転サポート車であること

通番	官署名	納車住所	年間走行見込
			距離（年・km）
1	小松労働基準監督署	小松市日の出町1-120	9,000km
2	金沢公共職業安定所	金沢市鳴和 1 - 1 8 - 4 2	3,000km
3	小松公共職業安定所	小松市日の出町1-120	3,000km

通番	官署名	納車住所	事業所				整備工場			
			名称	担当者	所在地	電話番号	名称	担当者	所在地	電話番号
1	小松労働基準監督署	小松市日の出町1-120	〇〇支店	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇会社	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
2	金沢公共職業安定所	金沢市鳴和 1 - 1 8 - 4 2								
3	小松公共職業安定所	小松市日の出町1-120								

※整備工場は納車場所から概ね半径10km圏内の場所にあること。

[illegible]

○ リース代金に含める項目

車両費用	車両代金	
	登録諸費用	車庫証明・納車費用含む。
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料		契約期間中対応
任意保険料	対人賠償保険	無制限（免責なし）
	対物賠償保険	無制限（免責なし）
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額（一般型）（免責額10万円）
	特約その他	① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
		② 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
		③ 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
		④ 年齢制限なし、搭乗者保険なしとすること。
メンテナンスサービス	整備工場	納車場所から概ね半径10km圏内の場所にあること。
	継続車検整備	納車・引き取りについては別途労働局と協議する。
	1 2 か月点検	納車・引き取りについては別途労働局と協議する。
	6 か月点検	納車・引き取りについては別途労働局と協議する。
	事故修理	納車・引き取りについては別途労働局と協議する。
	一般修理・故障修理	納車・引き取りについては別途労働局と協議する。
	一般消耗品部品交換	ワイパーゴム、プラグ等、パンク修理含む。
	エンジンオイル交換	年 2 回、6 か月安全点検ごと。
	オイルエレメント交換	年 1 回
	エアフィルター交換	年 1 回
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤ交換	シーズン交換・必要本数 納車・引き取りについては別途労働局と協議する。
	事故・点検修理時の代車	当日中の車両受け渡しが困難な場合は、別途労働局と協議する。